発議第３号

熊本市議会会議規則の一部改正について

地方自治法第１１２条及び熊本市議会会議規則第１３条第１項の規定により、熊本市議会会議規則の一部を改正する規則案を次のとおり提出する。

令和８年６月２９日提出

熊本市議会議員	小佐井賀瑞宜
同	平江　透
同	坂田誠二
同	大石浩文
同	田中敦朗
同	荒川慎太郎
同	澤田昌作
同	北川　哉
同	浜田大介
同	三森至加
同	西岡誠也
同	上田芳裕
同	井坂隆寛

熊本市議会議長　田　中　誠　一　様

熊本市議会会議規則の一部を改正する規則

熊本市議会会議規則(平成25年議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

議員定数等のあり方検討会	議員定数及び各選挙区選出議員数のあり方に関し協議又は調整を行うため	議長が選任する議員	会長（会長が選任されるまでの間は、議長）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

（提出理由）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１００条第１２項に規定する協議又は調整を行うための場を設置するため、所要の改正を行うものである。